

新宿区環境マネジメントの概要

平成30年11月16日 環境審議会



新宿区環境マネジメント 策定の背景



「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)

地方自治体の主たる順守事項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する(21条)

-地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定

-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

●年1回、実行計画に基づく措置及び施策の実施
状況を公表(21条の10)

●温室効果ガス排出量の定期報告(26条)
(特定排出者)

環境問題に対する自治体の役割

①事業者としての責務を果たす

大規模事業者として、環境負荷の大きい組織であることを認識し、環境配慮活動を徹底する。

②法令遵守は必要不可欠

温対法、省エネ法、各種環境法令の遵守は、地方自治体として当然の責務である。

③住民・事業者への波及展開

住民・事業者との“接点”において環境配慮活動を率先して行う。



第三次環境基本計画

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となつてつくる
持続可能な環境都市・新宿



ライフスタイル
の転換

ビジネススタイル
の転換

持続可能なまち
づくり



環境都市像の実現に向けて

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる
持続可能な環境都市・新宿

基本目標 1

地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

基本目標 2

豊かなみどりの保全と創出

基本目標 3

資源循環型社会の構築

基本目標 4

良好な生活環境づくりの推進

基本目標 5

多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

基本目標 1

地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねる

区のCO2排出削減目標

目標 平成42年度に平成25年度比 24％削減

指標 平成42年度までにエネルギー消費量を
平成25年度比 17％削減



個別目標

1. 再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進
2. 家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進
3. ヒートアイランド対策の推進

新宿区環境マネジメントと地球温暖化対策

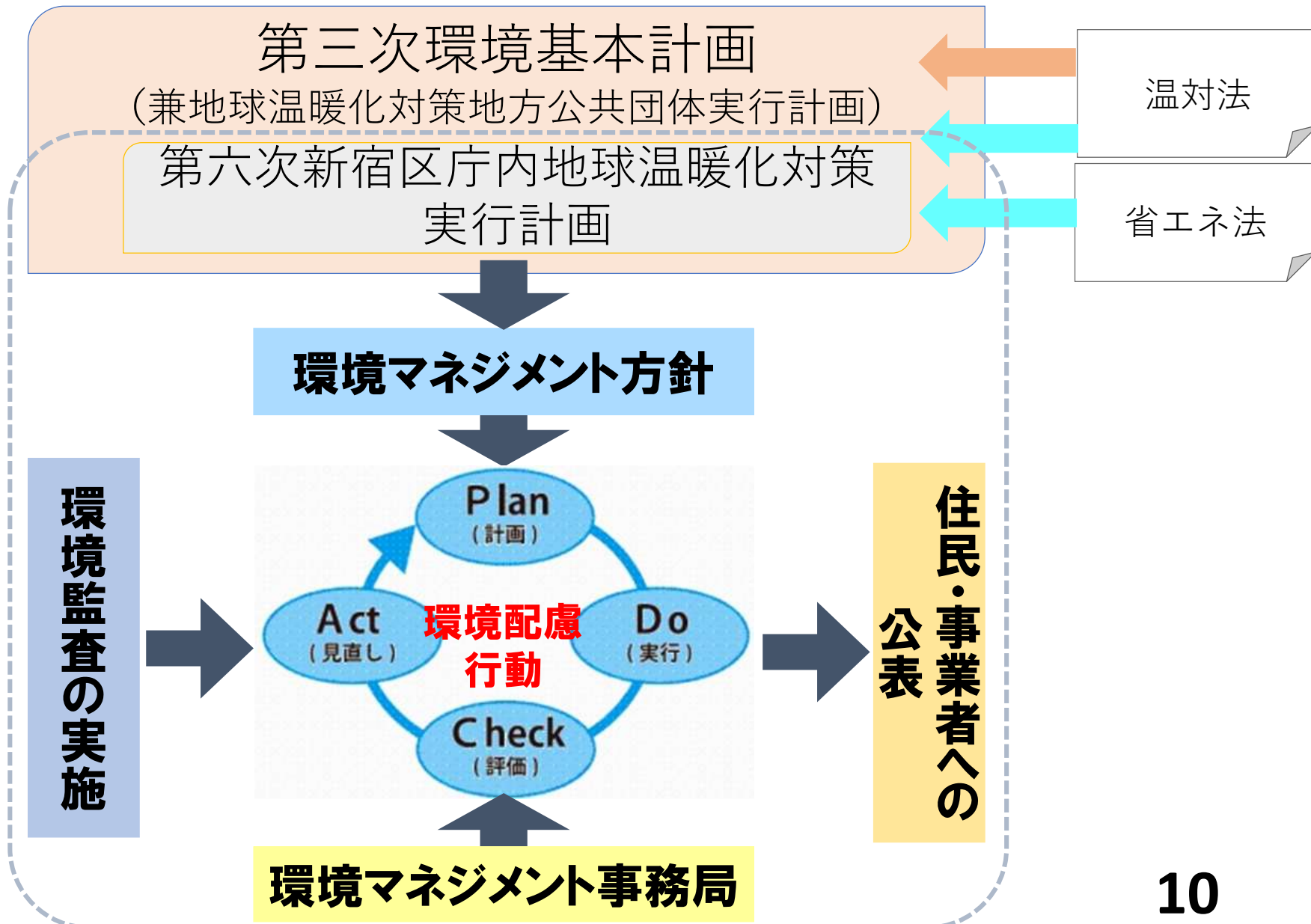
時 期	取 組 内 容
H12年3月	新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定
H12年12月	I S O 14001認証取得
H15年3月	第二次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定
H17年度	I S O 14001適用範囲拡大
H19年3月	第三次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定
H23年3月	新宿区地球温暖化対策指針策定
	第四次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定
H28年3月	第五次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定
H29年4月	新宿区環境マネジメントの運用開始
H30年2月	新宿区第三次環境基本計画策定
H30年3月	第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定



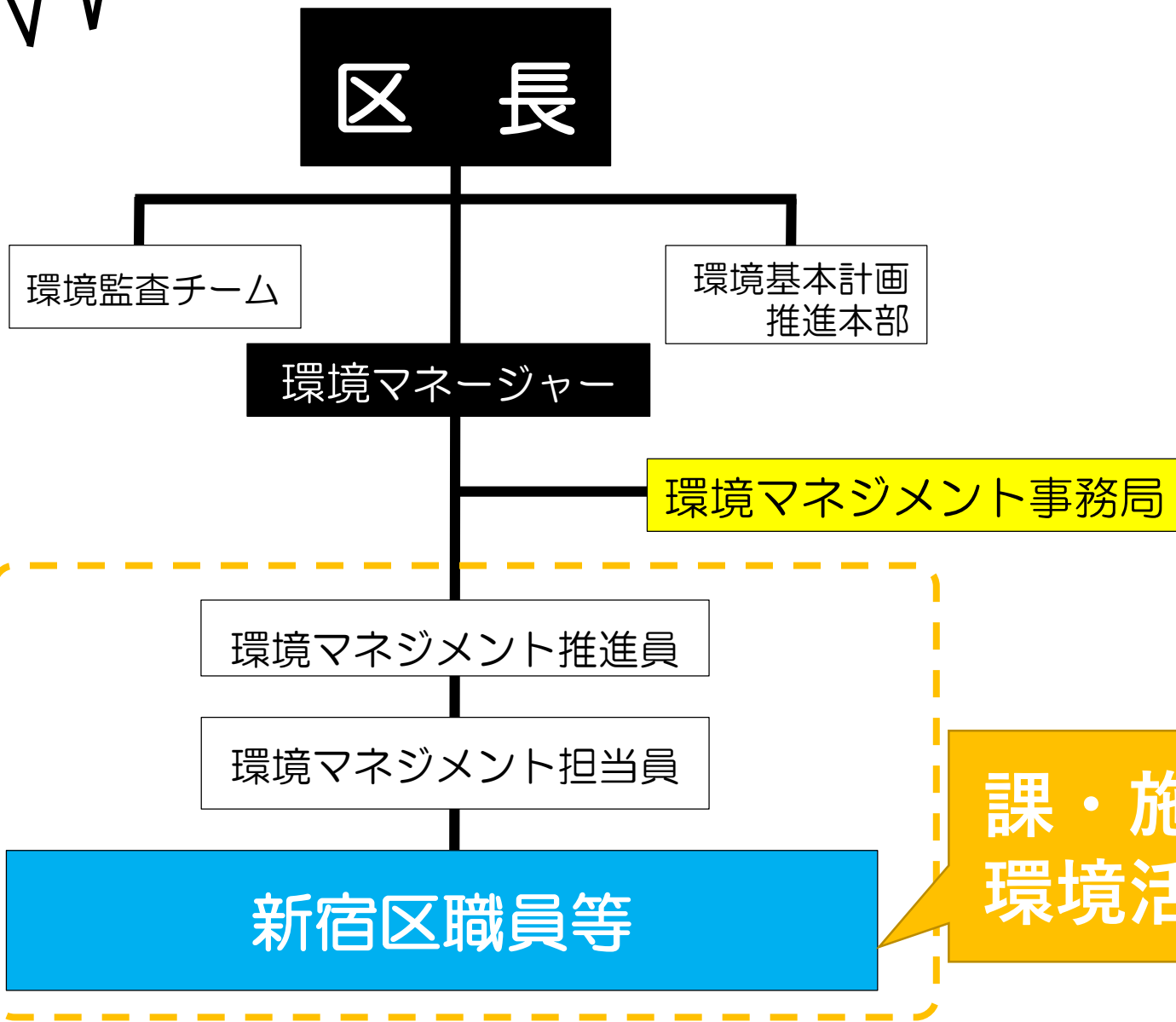
新宿区環境マネジメント について



新宿区の環境マネジメント



環境マネジメントの推進体制



課・施設における
環境活動の実施

新宿区環境マネジメントの特長①

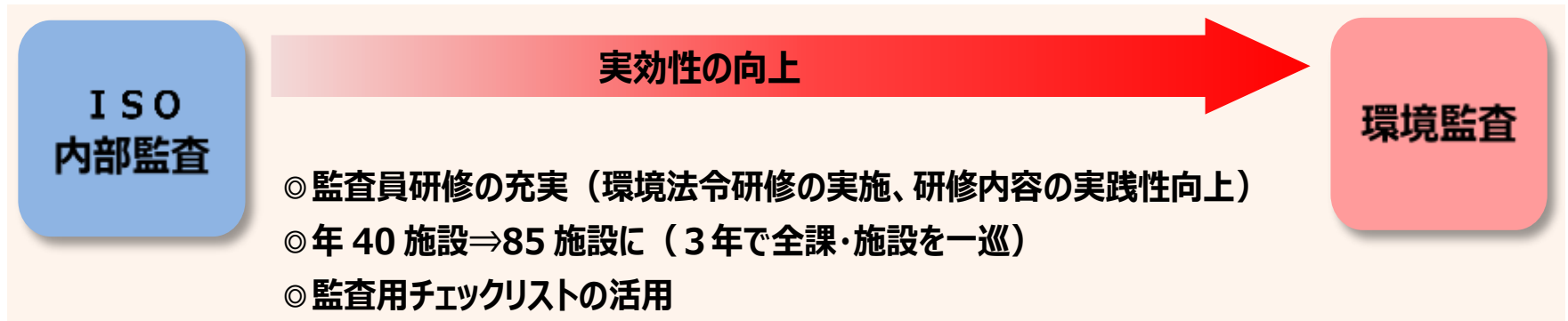
・実態にあった目標の設定（PLAN・DO）

各職場の実態に応じた目標を設定するため、より取組が促進され、目標達成を目指しやすい

（目標は1年に1回設定）。

・環境監査の充実（CHECK）

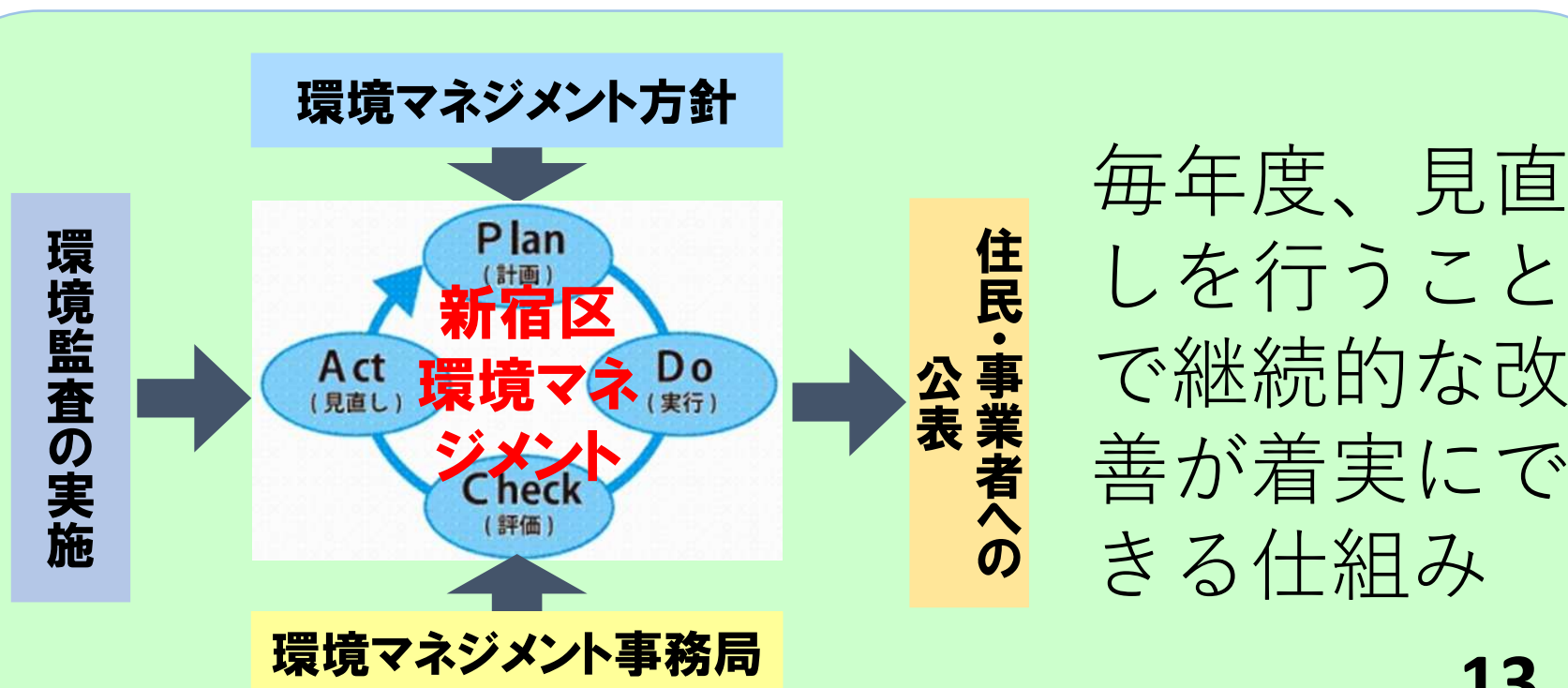
監査員研修の充実、監査用チェックリストの活用など監査の実効性を向上させ、環境監査として実施。



新宿区環境マネジメントの特長②

・継続的な改善（ACTION）

環境監査において確認できた改善点や優れた取組、環境目標の達成状況等を区長に報告。改善等の指示を受けその内容に基づき、次年度の環境目標（区、各課・各施設）の見直しを行う。



環境マネジメントの方針

① 全庁的に取り組む省エネ・省資源活動の推進

「新宿区庁内地球温暖化対策実行計画」に示された地球温暖化対策の推進 等

② 各課・各施設における環境配慮活動の推進

③ 環境法令の遵守の徹底による環境汚染の予防



①全庁的に取り組む省エネ・省資源活動の推進

省エネ法・温対法及び各種計画で定めた削減目標達成に向け、**各課・各施設の職員がより一層の省エネ・省資源活動に取り組む**

【削減目標】

「第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画」

(平成30年～34年度)

平成34年度：CO2排出量 11.6%減※

平成42年度：CO2排出量 24.0%減※

※ともに平成25年度比

「省エネ法」

エネルギー使用量を年平均 1 %削減

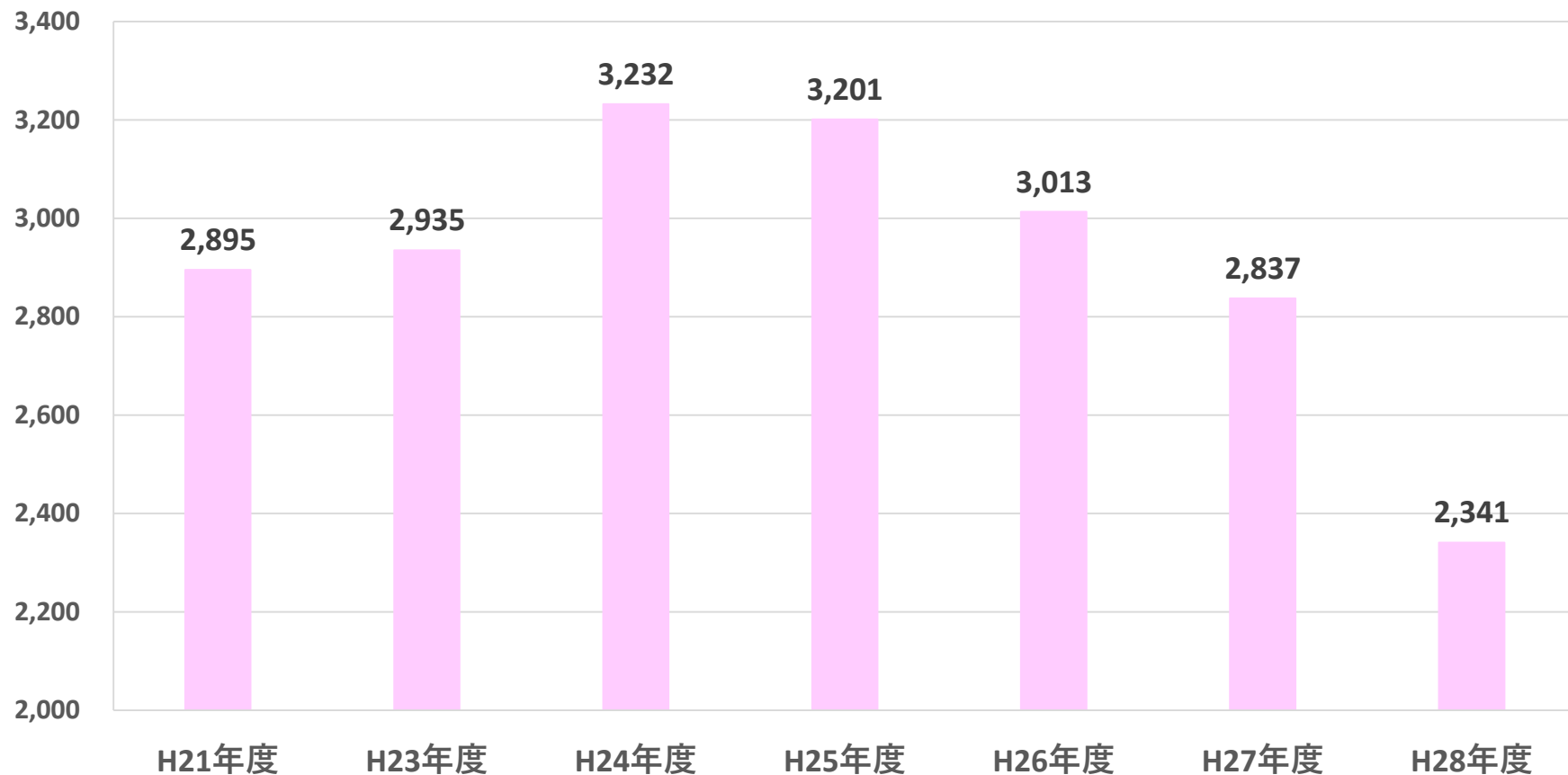
等 15

区の事務事業による排出量



新宿区全体のCO2排出量

CO2排出量（千t-CO2）



②各課・各施設の実態にあった 環境配慮活動の推進

省エネ・省資源の数値目標だけでなく、
各課・各施設の実態にあった
「環境に良い取組」を目標に設定

【取組例】

- ・みどりのカーテンを設置し、空調使用量を抑制する。
- ・施設利用者に対し、ポスター等で節水・節電の呼びかけを徹底する。
- ・コピー用紙の残数を常に把握し、計画的に購入する。
- ・家庭で出た牛乳パックやペットボトル等を、園児の製作活動に再利用する。等

③環境法令の遵守の徹底による

環境汚染の予防

緊急時に人体や周囲の環境、地球環境に影響を及ぼす**リスクが特に高いと考えられる項目について重点的に管理**

【対象項目】

- ・ PCBの保管・使用
- ・ 吹付けアスベストの管理
- ・ 毒物及び劇物の管理
- ・ 「消防法」に係る危険物及び「東京都火災予防条例」に係る少量危険物の管理
- ・ 「フロン排出抑制法」に関わる機器の管理

目標達成に向けての取組

①再生可能エネルギー導入による取組

→太陽光発電システムの導入

②区職員の省エネ行動（設備改修も含む）による削減の取組

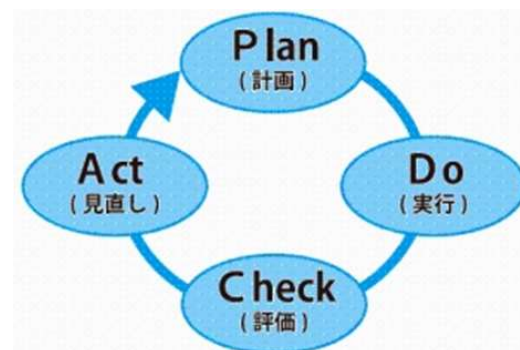
→省エネ法に基づき、毎年1%ずつエネルギー使用量を削減

「新宿区環境マネジメント活動の手引き」

- ・省エネ活動による削減の取組
- ・用紙類の使用に関する取組
- ・ごみ減量・資源化に関する取組
- ・施設設備の管理に関する取組

（東京都環境局地球温暖化対策メニューの活用等）

等



環境マネジメントに基づく削減目標の達成状況

項 目	27年度	28年度	29年度
電気使用量	×	×	○
ガス使用量	○	×	×
水使用量	○	○	○
ガソリン 使用量	○	×	×
用紙使用量	×	○	×
ごみ排出量	○	○	×

省エネ対策例

項目	対策
照明の適正利用	○普段から不必要な照明の消灯を励行する。 ○照明器具を電力消費量の少ないタイプに更新する。 また、効果的な照度を確保するため、定期清掃に努める。
空調の適正利用、ガス （都市ガス・L P G） 使用量の削減	○空調機器の使用を抑制し、冷暖房の適温励行を徹底する。 (冷房時の室温の目安：28℃・暖房時の室温の目安：19℃) ○夏期には、ブラインド等により日射を遮り、冬期には自然採光を積極的に取り入れる。 ○クールビズ・ウォームビズを励行し、冷暖房に頼りすぎない職場環境の整備に努める。
エレベータの 適正利用	○できるだけ階段を利用し、安易にエレベータを利用しないよう努める。
その他機器の 適正利用	○使用後には温水洗浄便座のフタを閉める。 ○電気ポット使用の場合は、沸騰後プラグを抜く。 ○冷蔵庫使用の場合は、季節に応じて温度設定をこまめに行う。
その他のエネルギー （灯油・重油等）使用 量の削減	○給湯器・ボイラーの温度設定や運転時間を適切に管理し、燃焼効率を向上させる。

環境監査の概要①

◎目的◎

- ・各課・各施設において環境マネジメントが適切に推進されているかチェックする。
- ・課・施設における取組を有効に推進するためのアドバイスをを行う。
- ・課・施設における優良事例を発見し、庁内で広く共有する。

●監査内容

- ・「環境マネジメント活動報告書」、「環境法令重点項目遵守チェック表」等の内容の確認
- ・環境法令重点項目に該当する設備や、国等への報告書類の確認
- ・課・施設で取り組んでいる環境活動の推進状況のヒアリングや現場確認

→ 2 6 1 課・施設を 3 年で 1 巡するように監査を行う。

→ 監査の所要時間は 3 0 分～ 6 0 分

環境監査の概要②

判定区分	内容
優良事項	課・施設独自の取組など、庁内外で共有すべき優良事例と判断される事項
提案事項	課・施設の取組の向上につながる監査員からの提案事項
改善事項	新宿区環境マネジメントを推進する上で改善すべき事項
指摘事項	新宿区環境マネジメントの重点項目に該当する環境法令の逸脱

● 29年度の優良事項

- ・ 館内に温度計を設置し、適切な温度管理をしています。
- ・ 職員のミーティングで、省エネをテーマに職員同士で意見交換を行うなど、職員一人ひとりが環境と真剣に向き合う時間を確保しています。

など

第三者評価について

目的：環境マネジメントシステムの有効性を確認すること。

実施頻度：3年に1回

実施者：外部専門家等

第三者評価の流れ

第三者評価 の実施

- ・ 書面監査
- ・ 実地監査視察
- ・ ヒアリング
- ・ 評価講評



第三者評価結果 の通知

第三者評価結果 の報告

- ・ 第三者結果を取りまとめ環境マネージャーに報告
- ・ 環境基本計画推進本部会議で報告後、全庁へ周知

A

取組を見直し・
報告する(ACTION)

P

取組を決める
(PLAN)

C

取組を点検する
(CHECK)

D

決めた取組を実行
する(DO)

継続的改善